

豊中市緊急雇用支援金 募集要領

I. 豊中市緊急雇用支援金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済的に困窮する市民が増加するとともに、雇用情勢が悪化している状況において、失業等により経済的な困窮状態にある市民やその家族、高齢者や外国人等就労にむけた阻害要因を有する就労困難者等の雇用機会を確保するため、くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者（求職者）を雇用し、3か月以上雇用した事業主に対し、雇用等に要する費用を支援する「豊中市緊急雇用支援金」（以下「緊急雇用支援金」という。）を支給します。

2. 支給対象者

豊中市が運営する無料職業紹介所・豊中からの職業紹介により、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者を採用し、3か月以上継続雇用した事業主

- ・「無料職業紹介所・豊中」への事業所登録が必要です。
- ・「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金」制度の対象となる事業主は対象外です。

≪無料職業紹介所・豊中の登録方法について≫

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/kigyo/jigyousyonokatae.html>



3. 支給額

(1) 区分1 25万円（1人あたり）

週35時間以上の勤務で6か月以上の労働契約を締結して雇入れた場合

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入必須

(2) 区分2 12.5万円（1人あたり）

週20時間以上の労働契約を締結して雇入れた場合

※雇用保険の加入必須

(3) 区分3 6万円（1人あたり）

週10時間以上の労働契約を締結して雇入れた場合

- ・同一の事業主が同一人物を複数回雇用しても支給対象となるのは1度のみです。
- ・同一の事業主が申請できる人数に制限はありません。
但し、予算の上限に達した場合には、受付を終了します。また、「区分3」の支給は全体で15人を上限とし、原則として1事業主あたり2人迄とします。

II. 支給要件

1. 事業主の要件

- (1) 無料職業紹介所・豊中に事業所登録を行っていること。
- (2) 無料職業紹介所・豊中に求人申込みを行っていること。
※令和3年3月31日以前に申し込みのあった求人も対象としますが、令和3年4月1日以降に職業紹介したものに限りません。
※ハローワーク求人を利用した職業紹介は対象外です。
- (3) 豊中市緊急雇用支援金制度の利用申込みを行っていること。
- (4) II 1 (2) の求人に応募した豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターの相談者を令和3年12月31日迄に雇い入れ、労働契約の期間の初日から起算して3か月を経過する日（令和4年3月31日期限）までの間、継続して雇用していること。

○ I. 3 の区分ごとに定められた労働時間に相当する給与を3か月間支給した実績が必要となります。

※3か月の雇用期間中に賃金（労働基準法に規定する休業手当等を含む）を支給しない無給の期間があった場合は対象外です。但し、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や本人都合による欠勤等事業主の責によらない理由がある場合は、そのことが証明できる書類を提出頂く事により支給する場合がありますので、事務局にご相談ください。

※1週間あたりの所定労働時間を満たない週がある場合は対象外です。但し、次の場合は、そのことを証明できる書類を提出頂くことにより対象とします。

- ・1か月を平均し、所定労働時間を満たしている場合
- ・月給制（月額固定）で、給与が満額支給されている場合
- ・ゴールデンウィークや年末年始期間等休日の影響による場合

○育児休業給付金等は賃金に含みません。

○他の事業主が被雇用者を雇用保険に加入させている場合（今回の雇入れが副業等の場合）は、I. 3 (3) の区分3に限り対象となります。

○請負契約は対象外です。

○豊中しごとセンターの利用者（暮らし再建パーソナルサポートセンターの相談者は除く）は対象外です。

- (5) I. 3 (1) (2) の場合は、雇い入れた者（以下「被雇用者」という。）をそれぞれ区分で定めている社会保険に加入させていること。
- (6) 支給申請日前日を起算日とする過去1年間に労働基準法その他の関係法令の違反歴がないこと
- (7) 市町村民税の滞納をしていないこと。

(8) 「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材支援金事業」の対象事業所ではない者。他自治体で同様の制度がある場合には、その対象事業所ではない者。

(9) 反社会的勢力との関係を有しないこと。

事業主及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、豊中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないことをいいます。

(10) 法人が罰金の刑に処せられた場合、または個人が禁錮以上の刑に処せられた場合、その刑の執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から1年を経過していること。

(11) 公正取引委員会から排除措置命令または納付命令を受けた場合、その必要な措置が完了した日またはその納付が完了した日から1年を経過していること。

2. 被雇用者の要件

- (1) 豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者であること
- (2) 無料職業紹介所・豊中からの職業紹介（令和3年4月1日以降）で就職が決定したこと
- (3) 反社会的勢力との関係を有しないこと。

※暴力団員または暴力団密接関係者でないことをいいます。

Ⅲ.申請手続き

1. 申請の流れ

無料職業紹介所・豊中への事業所登録（登録方法はP1参照）
※過去に登録されている場合は不要です。登録の有無が不明な場合は、
無料職業紹介所・豊中へ確認してください。 ☎6858-6862

無料職業紹介所・豊中への求人申込（登録方法はP1参照）

無料職業紹介所・豊中の担当者が貴社の業務内容や求人条件を電話又は訪問にて確認

「豊中市緊急雇用支援金利用申込書」を提出
※被雇用者を雇い入れる日の前日までに必ず提出してください。

<p>くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者のうち求人条件に合致した人がいる場合は、無料職業紹介所・豊中から紹介状発行 ※緊急雇用支援金の該当者を紹介する場合は、紹介状送付時にその旨お伝えします。</p>
<p>くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者を採用。雇用開始。</p>
<p>無料職業紹介所・豊中から「豊中市緊急雇用支援金申請書」等を送付</p>
<p>3か月の継続雇用後「豊中市緊急雇用支援金申請書」を提出 ※申請時に被雇用者の情報を提出することについて、本人同意を得てください。</p>
<p>申請書類の審査（不備がある場合は、訂正の上、再提出）</p>
<p>緊急雇用支援金の支給・不支給の決定</p>
<p>緊急雇用支援金の支払い</p>

2. 申請期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日（必着）

※予算の範囲内で申請受付順での支給となりますので、できるだけ早く申請してください。

※予算の執行（予定）状況は、市ホームページでお知らせします。

IV. 緊急雇用支援金の支給

1. 緊急雇用支援金の支給の決定、通知

- (1) 審査の結果、申請内容が適正と認められる場合は予算の範囲内で緊急雇用支援金を支給します。
- (2) 緊急雇用支援金を支給する決定をした場合は、文書にて支給に関する通知を行い、申請のあった金融機関口座へ支援金を振り込みます。また、緊急雇用支援金を支給しない決定をした場合は、文書にて不支給に関する通知を行います。

V. その他

1. 支給決定の取消し、延滞金

緊急雇用支援金支給の決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽等が発覚した時は、緊急雇用支援金の支給決定を取り消します。緊急雇用支援金が支給されている場合、申

請者は、定められた期日までに緊急雇用支援金を返還しなければなりません。期日を過ぎた場合は、延滞金を支払わなければなりません。

2. 緊急雇用支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、豊中市は、申請者の雇用状況等に関する調査を実施することがあります。また、被雇用者への聞き取りを行う場合があります。
3. 申請書類に記載された情報を、豊中市暴力団排除条例第 14 条に基づき、大阪府警察に提供することがあります。
4. 申請に関する情報を「豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金事業」の対象事業所ではないか担当部局に確認することがあります。

VI. 申請・問合せ先

豊中市市民協働部くらし支援課

〔住 所〕〒560-0022 豊中市北桜塚 2 丁目 2 番 1 号 (生活情報センターくらしかん内)

〔時 間〕午前 9 時から午後 5 時まで (平日)

〔電話番号〕 0 6 - 6 8 5 8 - 6 8 6 2

豊中市緊急雇用支援金 申請書類

1. 無料職業紹介所・豊中への事業所登録及び求人申込み
市ホームページにて確認してください。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/kigyo/jigyousyonokatae.html>



2. 豊中市緊急雇用支援金制度利用申込書（様式1）

下記提出先に利用申込書を提出してください。（初回のみ）

無料職業紹介所・豊中が本制度に該当する求職者を紹介する場合、利用申込書未提出の事業主に対しては、制度の説明を行い、「豊中市緊急雇用支援金制度利用申込書」を送付しますので、被雇用者を雇い入れる日の前日迄に提出してください。

3. 豊中市緊急雇用支援金申請書（様式2）

無料職業紹介所・豊中からの職業紹介により対象となる市民を採用いただいた場合、「豊中市緊急雇用支援金申請書」等を送付しますので、必要事項を記入し、3か月の継続雇用後に次の関係資料と一緒に提出してください。

<全社共通>

- 誓約・同意書（様式3）
- 労働契約の内容が確認できる書類
※労働条件通知書や雇入れ通知書等の写し
- 被雇用者が支給要件を満たす時間以上勤務していることが確認できる書類
※出勤簿の写し等
- 被雇用者を3か月継続雇用し、給与を支給していることが確認できる書類
※給与支給日の関係で、給与の支給が終了していない場合でも、3か月の継続雇用が確認できれば申請可能です。この場合は、申立書（様式自由）に、給与支給日、支払い予定額、給与支給後に給与を支給していることが確認できる書類を提出することを明記し提出してください。但し、支援金の支給は、給与の支給確認後になります。
- 通帳のコピー等振込先金融機関の口座情報が確認できる書類

<区分1の場合> 被雇用者を社会保険に加入させていることが確認できる書類

- ※被雇用者名が明記されている「（健康保険・厚生年金保険）被保険者資格取得届」（年金事務所や健康保険組合の受付印押印済）の写し
- ※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し

<区分2の場合> 被雇用者を雇用保険に加入させていることが確認できる書類
※雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しなど

4. 提出先

〒560-0022 豊中市北桜塚2丁目2番1号（生活情報センターくらしかん内）
豊中市市民協働部くらし支援課 緊急雇用支援金担当者宛

(様式第1号)

豊中市緊急雇用支援金制度利用申込書

豊中市長 宛

年 月 日

私は、下記の内容を確認したうえで「豊中市緊急雇用支援金制度」の利用を申し込みます。

【申請者情報】

事業所名		
代表者名		
担当者名		
担当者連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

【確認事項】次の事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	市無料職業紹介所へ直接依頼があった求人のみが支援金の対象となります。 ※ハローワーク求人を利用した職業紹介は対象外です。
<input type="checkbox"/>	豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者を雇用した場合のみが支援金の対象となります。 ※「豊中しごとセンター」の利用者は対象外です。 ※緊急雇用支援金の該当者を紹介する場合には、紹介状発行時に連絡します。
<input type="checkbox"/>	無料職業紹介所・豊中では、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターの相談者の適性や希望を確認しながら、申込のあった求人情報を個別に提供し、応募希望の有無を確認し職業紹介を行います。そのため、相談者を紹介できない場合があります。
<input type="checkbox"/>	募集要領Ⅱ.1に記載する「事業主の要件」の内容を確認しました。

(様式第2号)

豊中市緊急雇用支援金 申請書

豊中市長 宛

年 月 日

私は、豊中市緊急雇用支援金の交付を受けたいので、「豊中市緊急雇用支援金事業実施要綱」の内容を了承のうえ、関係書類を添えて申し込みます。また、支給決定後は支給決定額を下記の口座に振り込んでください。

【申請者情報】

事業所名		
代表者名		
担当者名		
担当者連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

【被雇用者情報】

被雇用者氏名			
雇入れ日	年 月 日		
週所定労働時間 ・ 雇用期間 ・ 社会保険の加入 状況	週所定労働時間	雇用期間	社会保険の加入
	<input type="checkbox"/> 週 35 時間以上	<input type="checkbox"/> 定めなし <input type="checkbox"/> 6 か月以上	健康保険 <input type="checkbox"/> 加入 厚生年金 <input type="checkbox"/> 加入 雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入
	<input type="checkbox"/> 週 20 時間以上		雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入
	<input type="checkbox"/> 週 10 時間以上		
3 か月の雇用期間中に賃金を支給しない無給の期間の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		
3 か月の雇用期間中に週所定労働時間に満たない週の有無。 満たない週があった場合、1 か月平均でも満たない月の有無	<週> <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		
	<月> <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り		

<裏面に続きます>

【振込口座に関する情報】

金融機関名			
支店名			
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
振込先名義			

【添付資料】

< 全社共通 >

○ 誓約・同意書(様式3)

○ 労働契約の内容が確認できる書類

※ 労働条件通知書や雇入れ通知書等の写し

○ 被雇用者が支給要件を満たす時間以上勤務していることが確認できる書類

※ 出勤簿の写し等

○ 被雇用者を3か月継続雇用し、給与を支給していることが確認できる書類

※ 給与支給日の関係で、給与の支給が終了していない場合でも、3か月の継続雇用が確認できれば申請可能です。この場合は、申立書(様式自由)に、給与支給日、支払い予定額、給与支給後に給与を支給していることが確認できる書類を提出することを明記し提出してください。但し、支援金の支給は、給与の支給確認後になります。

○ 通帳のコピー等振込先金融機関の口座情報が確認できる書類

< 区分1の場合 > 被雇用者を社会保険に加入させていることが確認できる書類

※ 被雇用者名が明記されている「(健康保険・厚生年金保険)被保険者資格取得届」(年金事務所や健康保険組合の受付印押印済)の写し

※ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

< 区分2の場合 > 被雇用者を雇用保険に加入させていることが確認できる書類

※ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しなど

(様式第3号)

誓約・同意書

私は、豊中市緊急雇用支援金を申請するにあたり、下記の内容について、誓約・同意いたします。

記

次の誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	豊中市緊急雇用支援金事業実施要綱の申請要件をすべて満たしています。
<input type="checkbox"/>	今回、緊急雇用支援金を申請する被雇用者について、過去1度も緊急雇用支援金の支給を受けていません。
<input type="checkbox"/>	申請に関する被雇用者の情報の提出については、本人の同意を得ています。
<input type="checkbox"/>	申請書類に記載された内容に虚偽等が判明した場合は、緊急雇用支援金の返還に応じます。
<input type="checkbox"/>	豊中市が申請者の雇用状況等に関する調査を実施する場合は、これに応じます。 また、被雇用者への聞き取りを行うことに同意します。
<input type="checkbox"/>	支給申請日から過去1年間に、労働基準関係法令の違反歴はありません
<input type="checkbox"/>	豊中市その他市町村が保有する納税情報を助成金の交付に必要な範囲内において、市が調査することについて同意します。
<input type="checkbox"/>	申請書類に記載された情報を、豊中市暴力団排除条例第 14 条に基づき、大阪府警察に提供することに同意します。
<input type="checkbox"/>	代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員、豊中市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。

年 月 日

豊中市長 様

所在地 _____

事業所名 _____

代表者名 _____